

医療保険課

1 国民健康保険事業

平成 30 年 4 月から兵庫県と各市町が共同保険者となり、財政運営が県主体となった。

退職被保険者制度が平成 26 年度で廃止され、その時点で退職被保険者だった方は 65 歳になるまで資格が継続する経過措置があったが、令和元年度末時点では対象者は消滅した。

(1) 国民健康保険被保険者

ア 加入の状況

(令和 4 年 3 月末現在)

市世帯数・市人口		国保加入数		国保加入率 (%)	
世帯	人口(人)	世帯	被保険者(人)	世帯	被保険者
34,250	75,233	10,606	16,484	30.97	21.91

イ 資格の異動

取得		喪失	
区分	被保険者(人)	区分	被保険者(人)
出生	41	死亡	126
転入	411	転出	440
他保離脱	1,953	他保加入	1,625
生活保護廃止	39	生活保護開始	58
後期離脱	0	後期加入	979
その他	244	その他	252
合計	2,688	合計	3,480

(2) 国民健康保険税

ア 税率及び賦課割合

区分	税率・金額			賦課割合 (%)			
	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割	均等割	平等割	合計
医療分	6.5	25,000	20,000	50.6	33.0	16.4	100
後期分	2.3	9,000	7,000				
介護分	2.0	8,000	6,000				

イ 国民健康保険税調定額及び収入額

区分	調定額(円)	収入済額(円)	収入未済額(円)	不納欠損額(円)	徴収率(%)
国民健康保険税 合計	1,865,131,813	1,490,817,086	316,222,788	58,091,939	79.9
現年 課税分	計	1,487,851,200	1,415,665,813	71,855,987	329,400
	一般 医療分	1,021,621,871	972,553,622	48,842,099	226,150
	一般 介護分	106,564,884	100,702,417	5,838,836	23,631
	一般 後期分	359,664,445	342,409,774	17,175,052	79,619
滞納 繰越分	計	377,280,613	75,151,273	244,366,801	57,762,539
	一般 医療分	260,888,882	51,967,858	168,977,650	39,943,374
	一般 介護分	26,052,755	5,189,195	16,875,057	3,988,503
	一般 後期分	79,690,466	15,873,452	51,616,411	12,200,603
	退職 医療分	6,448,489	1,284,335	4,176,992	987,162
	退職 介護分	1,925,946	383,271	1,248,086	294,589
	退職 後期分	2,274,075	453,162	1,472,605	348,308

(3) 保険給付

ア 療養の給付

件数	日数	費用額(円)	保険者負担金(円)	一部負担金(円)	他法負担金(円)
300,692	384,333	7,434,775,941	5,499,231,115	1,703,606,676	231,938,150

※保険者負担金は、決算額から第三者納付金及び返納金等を控除している。

イ その他の給付

(ア) 療養費

件数	費用額 (円)	保険者負担金 (円)	一部負担金 (円)	他法負担金 (円)
7,490	59,323,499	43,994,812	14,699,937	628,750

※保険者負担金は、決算額から第三者納付金及び返納金等を控除している。

(イ) 出産育児一時金・葬祭費

区分	件数	一件当たり助成額(円)	支給額(円)
出産育児一時金	31	420,000	13,020,000
葬祭費	121	50,000	6,050,000
合計	152		19,070,000

(ウ) 高額療養費

件数	支給額(円)
16,533	808,819,310

※支給額は、決算額から第三者納付金等を控除している。

(エ) 高額介護合算療養費

件数	支給額(円)
3	10,739

(オ) 傷病手当金

被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる場合において、その療養のため労務に服することができなかった期間、傷病手当金を支給した。

件数	支給額(円)
2	289,700

(4) 三木市国民健康保険財政健全化計画の策定

令和2年度末時点における国民健康保険特別会計の累積赤字額が約2.9億円に達し、財政的に極めて厳しい状況である。現在の危機的な状況を脱するため、国民健康保険事業の将来にわたる安定的な運営が可能となるよう、令和4年度から令和6年度を計画期間として、国民健康保険財政の健全化を図るために計画を策定した。策定にあたっては、三木市国民健康保険運営協議会に諮問し、答申を得た。

(5) 保健事業

疾病的早期発見と早期治療を目的とした特定健康診査及び特定保健指導を実施するために町ぐるみ健診の受診を勧奨した。特定健康診査受診対象者に対して受診券と健診の重要性をPRするチラシを送付した。

特定健診未受診者に対しては、勧奨ハガキの送付や架電により受診勧奨を行った。

ア 特定健康診査

対象者(人)	受診者(人)					受診率 (%)
	町ぐるみ 健診	人間ドック	みなし健診	事業所健診	計	
14,423	3,646	212	341	100	4,299	29.8

※年度内の国保資格異動者を含むため、法定報告の受診率とは異なる。

イ 人間ドック・脳ドック利用助成(国保)

施設名	コース	助成金(円)	件数	支給額(円)
	日帰り	24,000	115	2,760,000
北播磨総合医療センター	1泊2日	40,000	41	1,640,000
	脳ドック	12,000	12	144,000

北播磨総合医療センター 以外の医療機関	日帰り	費用の 1/2 以内 限度額 12,000	65	777,900
	1泊2日	費用の 1/2 以内 限度額 20,000	4	80,000
	脳ドック	12,000	3	36,000
合計			240	5,437,900

ウ 健康ポイント事業

18歳以上の国民健康保険加入者を対象に日々の健康づくりの活動（ウォーキング、健康新規に関するイベント・健康教室などに参加）の取組をポイント制にし、集めたポイントの合計点数で地元商品などと交換できる健康ポイント事業を実施した。健康ポイントカードを広く配布するため、窓口配布に加えて、特定健康診査受診券送付時に同封し、事業の周知を図った。

エ 三木市町ぐるみ健診推進パートナーシップ協定

低迷する町ぐるみ健診の受診率の向上を目的として、民間企業等の協力を得るために「三木市町ぐるみ健診推進パートナーシップ協定」を7社（団体）と締結し、受診啓発や情報連携に取り組んだ。

(6) 収納率向上対策

国民健康保険税の収納率向上を目指してペイジーロ座振替やコンビニ収納に加え、スマホ決済を導入し、納税しやすい環境の推進を図った。また「エフエムみっきい」でスポットCM放送を行い、納税勧奨を行った。

(7) 三木市国民健康保険運営協議会（令和4年3月31日現在）

役職	氏名	所属区分	委嘱年月日
委員	松本 さとみ	被保険者代表	平成 25 年 7 月 1 日
	稻岡 裕子		平成 30 年 6 月 13 日
	中本 綾美		平成 29 年 7 月 1 日
	石田 みゆき		令和 3 年 7 月 1 日
	岸本 景子		令和元年 7 月 1 日
〃	堀井 弘幸	保険医及び薬剤師代表	平成 22 年 4 月 1 日
	中村 正樹		平成 30 年 4 月 1 日
	島谷 肇		令和元年 7 月 1 日
	藤岡 学		令和元年 7 月 1 日
	高馬 将一		令和 3 年 1 月 22 日
会長 委員	鷲尾 孝司	公益代表	令和 3 年 4 月 1 日
	鳥羽 聰		令和元年 7 月 1 日
	田中 清子		令和 2 年 1 月 21 日
	植田 吉則		令和 3 年 7 月 1 日
	石原 秀子		令和 3 年 7 月 1 日
	三村 和彦		平成 25 年 7 月 1 日
〃	田中 謙和	被用者保険等保険者代表	令和 3 年 7 月 1 日

2 後期高齢者医療及び福祉医療事業

(1) 後期高齢者医療

老人保健制度に代わり、平成20年4月から開始された制度で、兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）と市が分担して事業を実施している。

広域連合は、被保険者の認定や保険料の決定、医療の給付などを行い、市は、被保険者への保険証の引き渡し、被保険者からの各種届出や申請などの受付、保険料の徴収などを行った。

また、被保険者の疾病の早期発見、健康保持の増進を図るため、人間ドック等の利用者に費用の一部を助成した。

ア 被保険者の資格

対象者は75歳以上の人又は広域連合から認定を受けた65歳以上75歳未満で一定の障がい

がある人。

被保険者数は 13,885 人。内、障害認定による被保険者は 162 人。(令和 4 年 3 月末現在)

(ア) 資格の異動

取得		喪失	
区分	被保険者 (人)	区分	被保険者 (人)
年齢到達	1,103	死亡	668
転入(県外)	13	転出(県外)	24
転入(県内)	43	転出(県内)	56
生活保護廃止	6	生活保護開始	7
障害認定	14	障害認定の撤回	0
合計	1,179	合計	755

(イ) 申請の受付

区分	件数
再交付申請	441
基準収入額適用申請	62
限度額適用標準負担額減額認定申請	450
限度額適用認定申請	73
特定疾病申請	22
送付先変更登録	97
資格変更(氏名変更・転居)	66
葬祭費申請	698
高額療養費支給申請	804
高額療養費(外来年間合算)支給申請	4
高額介護合算療養費支給申請	892
療養費支給申請	1,530
保険料减免申請書(通常分)	1
保険料减免申請書(新型コロナウイルス感染症分)	2
新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金	1
合計	5,143

イ 後期高齢者医療保険料

(ア) 保険料の算出

年額保険料(上限 64 万円) = 均等割額(被保険者一人あたり 51,371 円)

+ 所得割額(総所得金額等 - 基礎控除額 43 万円) × 所得割率 10.49%

(イ) 後期高齢者医療保険料調定額及び収入額

区分	調定額 (円)	収入済額 (円)	収入未済額 (円)	不納欠損額 (円)	徴収率 (%)
特別 徴収	現年分	747,758,227	747,758,227	0	0 100.0
普通 徴収	現年分	402,098,162	399,841,027	2,257,135	0 99.4
	滞納繰越分	9,885,360	2,554,906	7,330,454	1,107,602 25.8
合計		1,159,741,749	1,150,154,160	9,587,589	1,107,602 99.2

(カ) 人間ドック・脳ドック利用助成（後期高齢）

施設名	コース	助成金（円）	件数	支給額（円）
北播磨総合医療センター	日帰り	24,000	54	1,296,000
	1泊2日	40,000	25	1,000,000
北播磨総合医療センター 以外の医療機関	日帰り	費用の1/2以内 限度額12,000	9	108,000
	1泊2日	費用の1/2以内 限度額20,000	1	20,000
	脳ドック	12,000	7	84,000
合計			96	2,508,000

(2) 福祉医療

高齢期移行者、重度障害者、乳幼児等、母子家庭等にかかる医療費について、一定の要件のもとに医療費の一部又は全部（乳幼児等医療費）を助成した。

ア 福祉医療費助成対象者

制度の種類	対象者	所得制限
高齢期移行	65歳から69歳	① 住民税非課税世帯で世帯全員に所得のない方 ② 住民税非課税世帯で年金収入と他の所得の合計額が80万円以下。ただし誕生日が昭和27年7月1日以降の方は、要介護2以上であること。
重度障害者	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A判定、精神保健福祉手帳1級の所持者	本人、配偶者、扶養義務者の市民税所得割税率の合計が23万5千円未満
乳幼児等	0歳児から中学3年生	なし
母子家庭等	母子家庭・父子家庭の母父、その児童並びに遺児（18歳に達した年度末まで。高等学校など在学中の場合は、20歳到達月まで）	児童扶養手当法に基づく所得制限あり
高齢重度障害者	後期高齢者医療制度に加入し、重度障害者医療と同要件の方	本人、配偶者、扶養義務者の市民税所得割税率の合計が23万5千円未満

イ 福祉医療費助成内訳

区分	対象者数（人）	医療費支給額（円）
高齢期移行者医療	155	8,359,571
心身障害者医療	767	120,621,929
精神障害者医療	38	1,767,935
乳幼児等医療	8,606	296,084,556
母子家庭等医療	303	11,112,771
高齢重度障害者医療	730	71,023,291
合計	10,599	508,970,053